

○御殿場市総合体育施設条例

平成17年9月28日

条例第30号

改正 平成22年3月5日条例第3号

平成26年3月6日条例第12号

令和元年9月17日条例第7号

令和2年8月17日条例第33号

御殿場市総合体育施設条例（平成4年御殿場市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康の増進とスポーツの振興を図るため、御殿場市総合体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
御殿場市陸上競技場	御殿場市茱萸沢658番地の4
御殿場市中央テニスコート	
御殿場市体育館	御殿場市茱萸沢670番地の1
御殿場市東運動場	御殿場市深沢295番地の1
御殿場市南運動場	御殿場市杉名沢664番地の1

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育施設の管理を行わせることができる。

（一部改正〔平成22年条例3号〕）

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の利用の受付及び案内に関する業務
- (2) 体育施設の利用の承認又は承認の取消し若しくは変更に関する業務
- (3) 体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び徴収に関する業務
- (4) 利用料金の減額又は免除に関する業務
- (5) 利用料金の還付に関する業務

- (6) 供用日又は供用時間の変更に関する業務
- (7) 体育施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (8) 体育施設の設置目的に基づく各種事業の企画及び運営に関する業務
- (9) その他体育施設の管理上、市長が必要と認める業務

(一部改正〔平成22年条例3号〕)

(供用日及び供用時間)

第5条 体育施設の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

名称	供用日		供用時間
御殿場市陸上競技場	1月4日から12月27日まで。ただし、毎		午前9時から午後9時まで。
御殿場市中央テニスコート	週月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日に当たる場合は、その翌日）を除く。		ただし、毎月第3日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める祝日は、午前9時から午後5時まで
御殿場市体育館			
御殿場市南 Aコート 運動場 Bコート Cコート	昼間	1月4日から12月27日まで	午前6時から午後6時まで
御殿場市東 Aコート 運動場	夜間	4月20日から10月31日まで	午後6時から午後9時まで
御殿場市東 Bコート 運動場	1月4日から12月27日まで		午前6時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に開館し、開場し、休館し、若しくは休場することができる。

(一部改正〔令和2年条例33号〕)

(利用の承認等)

第6条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(4) その他利用が不相当と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の承認をする場合において、体育施設の管理運営上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 利用者が承認に付した条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による利用の承認の取消し、変更又は停止により生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第8条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第4までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長の定める基準に従い、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成22年条例3号〕)

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長の定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成22年条例3号〕)

(利用権譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に体育施設を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、体育施設の利用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により利

用の承認を取り消されたときは、その利用した施設、設備等を、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、故意又は過失により体育施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成22年条例3号〕)

(市長による管理)

第14条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、市長が体育施設の管理を行うものとする。

2 前項の場合において、第5条第2項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」と、第6条及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第2項中「利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第4までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める」とあるのは「使用料は、別表第1から別表第4までに定める額とする」と、第9条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長の定める基準に従い、その利用料金」とあるのは「市長は、別に定める基準に従い、その使用料」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者は、市長の定める」とあるのは「市長は、別に定める」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第1中「利用料金上限額」とあるのは「使用料」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第2中「利用料金上限額」とあるのは「使用料」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第3及び別表第4中「利用料金上限額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成22年条例3号〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成22年条例3号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の御殿場市総合体育施設条例(以下「旧条例」という。)の規定により体育施設の利用に係る承認を受けた者は、改正後の御殿場市総合体育施設条例(以下「新条例」という。)の規定により利用の承認を受けた者とみなし、この場合における旧条例第5条に規定する使用料については、新条例第8条に規定する利用料金を適用する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により平成18年4月1日以後の体育施設の利用に係る使用料の減免の許可を受けた者は、新条例の規定により利用に係る利用料金の減免の許可を受けた者とみなし、この場合における旧条例第6条の規定による使用料の減免の措置については、新条例第9条の規定による利用料金の減免の措置を適用する。

附 則(平成22年3月5日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の御殿場市総合体育施設条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の御殿場市総合体育施設条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則(平成26年3月6日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御殿場市総合体育施設条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料又は利用料金に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金につい

ては、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月17日条例第33号）

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

（一部改正〔平成26年条例12号・令和元年7号〕）

1 御殿場市陸上競技場利用料金上限額

単位：円

区分			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
全部 利用	入場料の類を 徴収しない場 合	一般・学生	9,420	12,570	9,420
		児童・生徒	6,280	8,380	6,280
		その他の場合	47,140	62,850	47,140
	入場料の類を 徴収する場合	一般・学生	28,280	37,710	28,280
		児童・生徒	18,850	25,140	18,850
		その他の場合	141,420	188,570	141,420
一部 利用	団体 (20人以上の 場合)	一般・学生	3,140	4,190	3,140
		児童・生徒	1,570	2,090	1,570
		その他の場合	12,570	16,760	12,570
	個人利用 (1人1回)	一般・学生		200	310
		児童・生徒		100	100
	回数券（100円券12枚つづり）				1,040
附帯 施設	会議室（1室につき）	620	830	940	

備考

- 「一部利用」とは、その専用面積が2分の1、3分の1等の利用をいい、陸上競技と球技との一部利用の併用は認めない。ただし、管理上支障がないときは、この限りでない。
- 「一般・学生」とは、一般社会人及び大学、短期大学等の学生をいう。
- 「児童・生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 「その他の場合」とは、アマチュアスポーツ以外に使用する場合をいう。
- 午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。

- 6 利用時間を超えたときの利用料金は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。）につき時間区分の1時間相当額を加算する。
- 7 特殊な電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。
- 8 準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含まれるものとする。
- 9 「入場料の類」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなるものを問わず競技場に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。
- 10 市民以外の者（市内の事業所等に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金は、当該利用料金（6により加算した額を含む。）の50%に相当する額を加算する。
- 11 個人の夜間利用日は、団体の一部利用日及び指定管理者の定める日とする。
- 12 利用料金は、会議室を除く附帯施設及び競技用備品の利用料金を含むものとする。
- 13 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 御殿場市陸上競技場夜間照明設備利用料金上限額

単位：円

区分	利用料金	
一般	全灯 1時間につき	10,470
学生	3分の2灯 1時間につき	7,330
生徒	3分の1灯 1時間につき	4,190
児童		
その他の場合	全灯 1時間につき	20,950

別表第2（第8条関係）

（一部改正〔平成26年条例12号・令和元年7号〕）

御殿場市体育館利用料金上限額

単位：円

区分			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
競技場	入場料の類を徴収しない場	一般・学生	2,820	3,770	6,600
		児童・生徒	1,880	2,510	4,400
	合	その他の場合	14,140	18,850	33,000
	入場料の類を	一般・学生	8,480	11,310	19,800

	徴収する場合	児童・生徒	5,650	7,540	13,200
		その他の場合	42,420	56,570	99,000
練習場	第1体育室	一般・学生	940	1,250	2,200
		児童・生徒	620	830	1,460
		その他の場合	4,710	6,280	11,000
	第2体育室	一般・学生	470	620	1,100
	第3体育室 (1室につき)	児童・生徒	310	410	730
		その他の場合	2,350	3,140	5,500
附帯施設	多目的室		620	830	940
	会議室 (1室につき)		620	830	940
	研修室 (1室につき)		620	830	940
個人利用	当日券 (1人1回)		一般・学生	200	
			児童・生徒	100	
	回数券 (100円券12枚つづり)			1,040	
	定期券	1か月	一般・学生	2,090	
			児童・生徒	1,040	
		3か月	一般・学生	5,230	
			児童・生徒	2,610	
		6か月	一般・学生	9,420	
			児童・生徒	4,710	

備考

- 「一般・学生」とは、一般社会人及び大学、短期大学等の学生をいう。
- 「児童・生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 「その他の場合」とは、アマチュアスポーツ以外に使用する場合をいう。
- 午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 競技場の一部を専用して利用する場合、その利用面積が2分の1、3分の1又は4分の1に満たないときの利用料金は、当該利用料金のそれぞれ2分の1、3分の1又は4分の1の額とする。
- 利用時間を超えたときの利用料金は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。）につき時間区分の1時間相当額を加算する。
- 特殊な電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。

- 8 準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含まれるものとする。
- 9 「入場料の類」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなるものを問わず、体育館に入館する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。
- 10 市民以外の者（市内の事業所等に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金は、当該利用料金（6により加算した額を含む。）の50%に相当する額を加算する。
- 11 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第3（第8条関係）

（一部改正〔平成26年条例12号・令和元年7号〕）

御殿場市中央テニスコート利用料金上限額

単位：円

区分	午前9時～午後5時		午後6時～午後9時	
	一般・学生	児童・生徒	一般・学生	児童・生徒
専用利用 （コート6面 1時間につき）	3,140	1,570	4,190	2,610
個人利用 （コート1面 1時間につき）	730	360	1,780	1,410

備考

- 1 「一般・学生」とは、一般社会人及び大学、短期大学等の学生をいう。
- 2 「児童・生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 市民以外の者の専用利用は認めない。ただし、指定管理者が認めた場合は、この限りでない。
- 4 特殊な電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。
- 5 準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含まれるものとする。
- 6 市民以外の者（市内の事業所等に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金は、当該利用料金（5により加算した額を含む。）の50%に相当する額を加算する。
- 7 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第4（第8条関係）

（一部改正〔平成26年条例12号・令和元年7号・2年33号〕）

御殿場市運動場利用料金上限額

単位：円

区分		コート利用料金		夜間照明設備利用料金
東運動場	Aコート1時間につき	一般・学生	1,040	2,510
		児童・生徒	680	
	Bコート1時間につき	一般・学生	360	
		児童・生徒	260	
南運動場	Aコート1時間につき	一般・学生	780	2,510
		児童・生徒	520	
	Bコート1時間につき	一般・学生	780	2,510
		児童・生徒	520	
	Cコート1時間につき	一般・学生	780	2,510
		児童・生徒	520	

備考

- 1 「一般・学生」とは、一般社会人及び大学、短期大学等の学生をいう。
- 2 「児童・生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 「1時間につき」とは、運動場開場時刻から1時間ごとに区分した時間をいう。
- 4 夜間照明設備の利用時間は、午後6時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が認めた場合は、この限りでない。
- 5 市民以外の者（市内の事業所等に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の50%に相当する額を加算する。
- 6 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。